

南国市教育振興基本計画

(平成29年度～平成31年度)

概要版

平成30年4月

南国市教育委員会

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本方針と体系 | 2 |
| 1 基本方針 | 2 |
| 2 基本目標と施策の体系 | 2 |
| (1) 基本目標 | 2 |
| (2) 施策の体系 | 3 |
| | |
| 第2章 施策の展開 | 4 |
| 1 21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育む保育・教育の推進 | 4 |
| 2 すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」を目指した生涯学習の推進 | 7 |
| | |
| 第3章 具体的事業 | 9 |
| 1 21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育む保育・教育の推進 | 9 |
| 2 すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」を目指した生涯学習の推進 | 10 |
| | |
| ○自殺予防への対応 | |

第1章 計画の基本方針と体系

1 基本方針

かがやく明日への人づくり

時代の変化に柔軟に対応した、健康で文化的な活力ある社会の形成者として、「生きる力」を育み、創意と自主性に富んだ人間性豊かな市民の育成を期する。

そのために、幼稚園・学校・家庭・地域の連携を密にし、生涯学習の観点に立って、保育・教育・文化の環境整備・充実に努め、南国市らしい特色ある教育を推進する。

2 基本目標と施策の体系

(1) 基本目標

- ① 時代の要請と市民の期待に応える幼稚園・学校づくりに努めるとともに、保幼小中学校の連携による学びと育ちの連続性の実現に向けた保育・教育を推進する。
- ② 就学前の保育・教育、学校教育は、生涯にわたる人間形成、学習活動の基盤であり、乳幼児・児童生徒一人一人の健やかな心と体の発達をめざすとともに、個性を伸ばし、自ら学び自ら考える力を培う保育・教育の充実に努める。
- ③ 確かな学力と豊かな心と強靭な身体を育てる、知育・德育・体育・食育のバランスのとれた保育・教育の創造に努める。
- ④ 市民みんなで取り組む人権教育の推進による人権意識の育成・高揚と啓発に努める。
- ⑤ 家庭、地域との連携による、乳幼児・児童生徒の実態把握に努め、日常の信頼関係を構築する中で、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応できる体制づくりを推進する。
- ⑥ 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進する。
- ⑦ 地震や津波について正しく理解し、いざというときに的確に判断できる力を身につけ、「自分の命は自分で守る」ことのできる防災教育を推進する。
- ⑧ 自己実現を目指し、豊かな人生を送ることができる生涯学習の振興に努める。
- ⑨ 気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツの振興に努める。
- ⑩ 文化財を地域づくりの核として、生活の中で文化財の保存・活用に努めるとともに、地域に対する愛情と誇りをもてる教育の推進にも努める。

(2) 施策の体系

| | | |
|--------------|---|--|
| かがやく明日への人づくり | 21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育む 保育・教育の推進 | <p>(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校の構築</p> <p>(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策の徹底</p> <p>(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎づくり ①保幼小の円滑な接続の推進 ②発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実</p> <p>(4) 安全・安心で質の高い教育環境の実現化 ①南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進 ②教育の情報化の推進</p> |
| | すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」を目指した 生涯学習の推進 | <p>(1) 地域全体で学校教育を支援する体制づくりの推進</p> <p>(2) 地域住民が主体的に学び楽しむ生涯学習の推進 ①高齢者教室の充実 ②公民館活動の充実</p> <p>(3) 人権尊重の理念の普及・高揚を図るための啓発事業・人権学習の推進 ①人権教育の推進</p> <p>(4) 魅力あふれる生涯スポーツの振興 ①生涯スポーツの推進</p> <p>(5) 地域における青少年健全育成活動 ①青少年の健全育成</p> <p>(6) 心を育む読書活動の推進、市民の求める情報提供 ①読書環境の充実 ②子ども読書活動の推進</p> <p>(7) 地域の豊かな市民文化の創造 ①文化財の保存・活用 ②市民文化の振興 ③芸術文化の振興</p> |

第2章 施策の展開

1 21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育む保育・教育の推進

(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校の構築

【知・徳・体に共通する課題・対策】

ア 校種間の連携・協働の推進

保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる接続期カリキュラムを作成し、それに基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。また、中学校ブロックの中学校が合同で研修会を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を見通して引き出す学力向上や生徒指導の実践研究に取り組みます。

イ 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う教務主任の研修を行い学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。

ウ 地域との連携・協働の推進

全ての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることを目指し、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校などを支援しながら、子どもたちの成長を支える学校支援地域本部の設置を促進します。また、学校支援地域本部の活動の充実を図るために、地域住民を中心とした人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。併せて、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての周知・啓発を積極的に行います。

エ 外部・専門人材の活用の拡充

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

オ 人権教育を基盤とした生徒指導の推進

地域や幼稚園・学校の実態に応じた人権教育の全体計画と年間指導計画を確立し、様々な人権課題を総合的にとらえた人権教育を推進します。また、幼稚園・学校における人権教育の取り組みを乳幼児・児童生徒や教職員が、保護者、市民へ広げ、地域ぐるみで人権意識の高揚と啓発に努めます。

カ 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを推進するとともに、チーム学校として保育所（園）・幼稚園等から小中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進します。また、発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成した上で、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討するなど、組織的な指導・支援を継続的に行う体制を整備します。

キ 食育の推進

地域食材や旬の食材を取り入れた楽しく特色ある給食の充実に努めるとともに、幼稚園・学校全体で食に関する体験活動や「食の自立」を目指した食に関する指導の充実に努めます。また、幼稚園・学校のそれぞれの特色や実態に応じ、各教科・領域等における食に関する教育内容の見直しを図り、より調和のとれた総合的な指導方法の工夫改善に努めます。さらには、「食育のまちづくり宣言」「南国市食育のまちづくり条例」の趣旨に則り、生産から消費までを視野に入れた食農教育を推進するなど、食を中心とした教育課程の編成を工夫し、食に関する指導の校種ごとの取り組みの成果を継承し充実に努めるとともに、望ましい食習慣の形成に努めます。

ク キャリア教育の充実

児童生徒に将来への夢や希望を持たせ、その実現に向けて努力することができるよう、関係機関との連携を密にし、職業教育、職場体験学習など、進路指導の充実に努めます。また、児童生徒一人一人の進路についての意識や適性、能力を把握し、的確な情報提供と支援体制の確立に努めます。

ケ 情報活用能力の育成

情報化社会に主体的に対応できるよう、児童生徒の発達段階に応じて、視聴覚教材や教育機器、学校図書館等を効果的に利用しながら、計画的に情報活用能力の育成に努めます。また、教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、各教科・領域等の学習における効果的なICT活用に努めるとともに、学習成果の積極的な発信・交流に努めます。さらには、「インターネット活用の手引書」等を活用した情報モラルに関する指導を行い、情報の送受信に際して的確に判断し対処できる能力の育成に努めます。

【「知」の課題・対策】

ア 教員の教科指導力を向上させるチーム学校の仕組みの構築

児童生徒に基礎的な知識・技能を習得させるとともに、実社会や実生活との関連を図って、自ら課題を見出し、その解決に向けて知識や技能を活用したり、主体的・協働的に物事の本質を探求したりしていくような学習活動を行うよう取り組みます。また、これからを生きる子どもたちに身に付けさせるべき能力・態度、それを育成するための学習内容・指導方法を記した学習指導要領等を理解した上で授業研究・研修をすることや、教員同士が刺激し合い教え合って教科の専門性を高め、指導力を磨き合っていくような取組を進めていきます。さらには、学校組織のミドルリーダーの役割を担う教務主任の研修や中学校において一人の教員が複数学年を担当する「タテ持ち」の導入などを行って、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

イ 児童生徒の学習の質・量の充実

授業や家庭学習における単元テスト・学習シート等の教材の効果的な活用の促進、家庭学習の手引きを使った児童生徒の家庭学習の徹底など、学習の質・量の確保に向けた取組をチーム学校として組織的に推進します。

ウ 児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保

各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。また、児童生徒の読書活動の充実に向けて、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、授業等における学校図書館の活用や、南国市立図書館等との連携、地域の民間団体や読書ボランティアとの連携による読み聞かせ等の実施、推薦図書リストの配付等による啓発などの取組を一層推進します。

【「徳」の課題・対策】

ア 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

学校においては、全ての教育活動を通じて、道徳教育や児童生徒が本来持っている力や良さを引き出す人権教育を基盤とした生徒指導、また、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図り、生徒指導上の諸問題の予防に努めます。

イ 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

小中連携の強化や中1ギャップの解消に向けた中1仲間づくり合宿等の取組、南国市いじめ防止宣言等いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

ウ 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

生徒指導上の諸問題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による、児童生徒との関わりを通して問題行動の早期発見・早期対応が行われるよう徹底します。また、教育相談支援機関による支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の活用等により課題の解決が的確に図られる仕組みを構築します。特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案であるため、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

【「体」の課題・対策】

ア 体育授業の改善

文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、設定された内容を基に教科会等の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを構築します。

イ 健康教育の充実

学校全体で取り組む健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

ウ 運動部活動の充実

生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらす運動部活動の充実を図ります。

(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策の徹底

【知・徳・体に共通する課題・対策】

ア 保護者に対する啓発の強化

教育行政、学校、保護者が同じ方向を向いて地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。

イ 学校や地域の力による家庭の教育力の補完

家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を断ち切るために、保護者に対する啓発の充実にとどまらず、学校と地域が力を合わせ、地域ぐるみで子どもの成長を見守り支えていく体制づくりが必要であり、その取組を支援していきます。

ウ 保護者の経済的負担の軽減

経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学援助費を支給することにより、学用品費や給食費、PTA会費等の教育費の負担軽減を図ります。

エ ネット問題に対する情報モラル教育の推進

学校での情報モラル教育を推進するとともに、小・中の児童会・生徒会の代表を集めた児童会・生徒会交流集会を開催することにより、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、南国市いじめ防止宣言（平成27年8月）でのアピール（宣言）の周知を図るとともに、ネット問題をテーマにしたPTA研修等を積極的に支援します。こうした取組を通じて学校・家庭・地域におけるインターネットの適正な利用に向けたルールづくりにつなげます。

オ 自殺予防教育の推進

児童生徒の心を耕す「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育むキャリア教育を推進します。また、自尊感情豊かな感性を育み、児童生徒の豊かな情操や他者とのコミュニケーション能力を高め友達を思いやる心を育てる教育を推進します。

教職員に対しては、自殺のサインに気づき、適切な対応ができるゲートキーパー養成研修を行い、子どもの特徴や、追いつめられている子どもの心理を言動から把握すること。さらには、自死直前のサインを逃さず、周りの大人がキャッチすること。そして、一人の大人ではなく、複数の大人でアンテナを張り合って、子どものたちの「耐え難い」「逃げられない」「果てしなく続く」という、苦痛に満ちた感情に手をさしのべることができます。

【「知」の課題・対策】

ア 放課後等における学習の場の充実

小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、授業から放課後までの学習支援を担う学習支援員の配置も拡充します。

イ 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない

個々の子どもに寄り添い、解決に向けたきめ細かな支援を行なながら、子どもたちの登校や放課後の学びの場への参加等を促すため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

【「徳」の課題・対策】

ア 地域全体で子どもを見守る体制づくり

学校支援地域本部の活動において、子どもたちが多くの大人たちに見守られながら育つ環境を作り、子どもたちの規範意識や自尊感情を育むために、地域の方々による登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導、子どもたちと一緒に清掃活動などの取組を充実させます。

イ 専門人材、専門機関との連携強化

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子どもや家庭が抱える課題への多様な支援の充実を図ります。また、「高知家の子どもも見守りプラン」に基づき、市長部局、教育委員会、警察本部が連携して、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」の3つの対策を推進することにより、少年非行を防止していきます。

【「体」の課題・対策】

ア 保護者に対する啓発の強化

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援します。また、小学校から中学校までの系統的な食教育を行い、子どもや保護者等の健康的な生活習慣に関する意識を高めます。

- イ 欠食がみられる子どもへの支援
欠食がみられるなど食生活の面で厳しい状況にある子どもを学校などで把握した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもやその家庭の状況の把握に努め、課題に応じて要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの福祉部門と連携して課題の解決にあたります。

(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎づくり

①保幼小の円滑な接続の推進

保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる接続期カリキュラムを作成し、それに基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。また、各小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するため、教員を対象に接続期カリキュラム等についての研修を実施するとともに、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行います。

②発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートの活用を徹底します。また、一人一人の子どもの指導・支援の目標や内容、方法等をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に園全体として指導計画が円滑に実施されるよう支援します。

(4) 安全・安心で質の高い教育環境の実現化

①南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進

学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、公立小中学校、等の耐震化等の財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。また、子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理力・防災力の向上に向けて、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。

②教育の情報化の推進

各学校における情報教育や授業等におけるICTの効果的な活用を推進するため、教員のICT活用能力の向上を図るとともに、学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備やLANシステムの再構築等を推進します。

2 すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」を目指した生涯学習の推進

(1) 地域全体で学校教育を支援する体制づくりの推進

次世代を育むため、学校・家庭・地域社会の連携により、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組み、基本的な生活習慣の確立に向けて、成長・発達を援助する学習活動に努めます。

(2) 地域住民が主体的に学び楽しむ生涯学習の推進

①高齢者教室の充実

高齢者一人ひとりが、健康で生きがいをもった毎日を集団・交流の中で過ごせるように高齢者教室を実施します。

②公民館活動の充実

地域のコミュニティの拠点施設である地区公民館等で、多世代が参加でき人々の心が触れ合う温もりのある活動を展開します。

(3) 人権尊重の理念の普及・高揚を図るための啓発事業・人権学習の推進

①人権教育の推進

ア 人権尊重のまちづくりの趣旨に沿って、身近な人権課題の解決に努めるとともに、あらゆる人権課題の解決をめざした人権教育を推進します。

イ 性別による不平等を許さない社会づくりに向け、男女共同参画を基本とした教育の推進に努めます。

ウ 人権尊重の理念の普及・高揚に努めるため、市民への情報提供、広報活動、研修などの啓発事業を実施します。

また、人権に対する市民の関心に応え、効果的な啓発活動ができるよう、関係団体との連携を深め、その手法について積極的な調査・研究に努めます。

(4) 魅力あふれる生涯スポーツの振興

①生涯スポーツの推進

市民のスポーツ活動の普及と振興のため、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、総合型スポーツクラブとの連携による各種競技団体の発展やスポーツクラブの振興、また、スポーツ推進委員連絡協議会との協働による市民参加の地域スポーツ活動の振興など、生涯スポーツの充実に努めます。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉え、スポーツ活動の活性化を図ります。

ア 市民体育大会、小学生駅伝競走大会、南国市駅伝競走大会等を開催し、競技力の向上や競技人口の増加に努めるとともに、健康ウォーキング、スポーツフェスティバル等を実施し、ウォーキングやニュースポーツの体験により、スポーツに親しむ機会を設け、生涯スポーツの普及と振興に努めます。

イ 生涯スポーツ社会の実現のため、総合型地域スポーツクラブの活動とともに健康づくりや楽しく生きがいをもってスポーツライフをおくることができるよう、関係団体等と連携し施策の推進に努めます。

(5) 地域における青少年健全育成活動

①青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域、関係機関等連携を密にして、青少年の地域活動の充実に努めるとともに、青少年に対する社会教育の充実に努めます。

ア 家庭や地域社会においてゆとりのある生活や体験活動を重視し、学校教育など関係機関との連携を保ちながら、子どもたちの望ましい人間形成に努めます。

イ 社会環境の浄化を図り、広報活動を活発化して青少年の非行防止に努めるとともに、青少年に対する街頭補導と事後指導を強化し、健全育成に努めます。

ウ 南国市子ども会連合会を支援するとともに、子ども会指導者を計画的に養成し、地域子ども会の組織強化と子ども会活動の充実発展に努めます。

(6) 心を育む読書活動の推進、市民の求める情報提供

①読書環境の充実

社会情勢や市民の関心などに応じた資料収集、提供に努めるとともに、レファレンスサービス（疑問解決や調査研究の手助け）の充実を図り、暮らしに役立つ図書館を目指します。

②子ども読書活動の推進

南国市子ども読書活動推進委員会との協働・学校図書館との連携により、子どもの読書活動の推進に努めます。

(7) 地域の豊かな市民文化の創造

①文化財の保存・活用

長い歴史の中で培われてきた貴重な文化財は、市民の心を豊かにするものです。そのため、文化財の保存・活用をとおして、心の拠り所となる実効性のある文化財保護に努めるとともに、地域おこしの資源として積極的に活用します。

ア 地域全体で文化財を継承していくため、文化財保護の考え方の共有を図り、周辺の環境も一体にとらえ、地域の皆様や関係機関と連携協力を図りながら活用に努めます。

イ 魅力ある地域づくりや、地域活性化の方策として文化財を活用するため、地域の歴史や文化を総合的にとらえ、地域の魅力・核としての保存・活用の仕方の工夫改善に努めます。

②市民文化の振興

生涯学習の理念に基づき、自己の人格を磨き、豊かな生き方のため、様々な集いや学習の機会を作り、国際交流、地域の豊富な食材の活用など多彩な学習活動の場を設定します。

③芸術文化の振興

地域における芸術文化の活性化とその発展に向けて、子どもたち自ら伝統文化を体験し、学ぶことのできる機会を設けます。

また、本市の歴史・文化・風土にふれる場の充実に努めるとともに、美術展覧会や文化祭を開催します。

第3章 具体的事業

1 21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育む保育・教育の推進

| 施策 | 主な事業等 |
|---|---|
| (1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○開かれた学校づくり推進委員会 ○学校運営協議会 ○学校評価 ○小中連携学力向上推進プロジェクト（保幼小中連携推進事業） ○全国学力・学習状況調査、到達度把握・授業評価システム推進事業 ○教育課程拠点校事業 ○小・中学校英語担当教員の指導力向上のための研修拠点校事業 ○道徳教育拠点校事業 ○中学校組織力向上のための実践研究校事業 ○「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践事業 ○南国市教育研究会 ○支援員・アドバイザーの配置 ○南国市人権教育研究大会 ○米作り親子セミナー ○子どもに向き合う時間の確保・教職員の勤務負担感の軽減事業 ○学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 ○夢・志を育む学級経営のための実践研究事業 ○わがまちの道徳教育推進事業 |
| (2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○放課後等学習支援事業 ○不登校等担当者会 ○スクール・ソーシャルワーカー（SSW）活用事業 ○適応指導教室（られあい教室） ○ゲートキーパー養成研修 |
| (3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園行事 ○保幼小連絡協議会 ○南国市幼児教育研究会 ○親育ち・特別支援保育コーディネーター事業 |
| (4) 安全・安心で質の高い教育環境の実現化 | <ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全な学校プロジェクト（保幼小中連携推進事業） ○実践的防災教育推進事業 ○南国市障害者教育支援委員会 ○特別支援教育支援員の配置 ○学校安全推進事業 ○特別支援学級等専門家活用事業 |

2 すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」を目指した生涯学習の推進

| 施策 | 主な事業等 |
|--------------------------------|--|
| (1) 地域全体で学校教育を支援する体制づくりの推進 | ○学校支援地域本部事業 ○家庭教育支援基盤形成事業 ○地域学校協働本部 |
| (2) 地域住民が主体的に学び楽しむ生涯学習の推進 | ○公民館活動事業 ○成人式 ○生きがいづくり講座 ○高齢者教室事業 |
| (3) 人権尊重の理念の普及・高揚を図るための啓発事業の充実 | ○人権啓発事業 ○男女共同参画推進事業 |
| (4) 魅力あふれる市民スポーツの振興 | ○市民体育大会 ○スポーツ推進委員連絡協議会等と連携したニュースポーツ及び生涯スポーツの普及・総合型スポーツクラブとの協働 ○体育協会との連携による競技スポーツの振興と競技力の向上 |
| (5) 地域における青少年健全育成活動 | ○補導活動 ○相談活動 ○環境浄化活動 ○調査研究活動 ○広報活動 ○健全育成活動 |
| (6) 心を育む読書活動の推進、住民の求め る情報の提供 | ○図書館活動 |
| (7) 地域性豊かな市民文化の創造 | ○美術展覧会開催 ○文化財の保存、活用事業 ○指定文化財の調査・研究 ○オナガドリ保護繁殖事業 ○市内遺跡発掘調査等事業 ○文化財講座の開催 |

○自殺予防への対応

全国的に、自殺死亡者数が減っている状況の中で、小中高校生の自殺死亡者数は例年、300人前後にも上り、10代後半の死因の1位は自殺となっています。自殺に至る要因は、学校要因、家庭要因、個人要因など様々なことが考えられますが、複数の要因になればなるほど危険度が増していきます。また、心に不安がある状態では、集中して学習に向かうこともできません。反対に、自分が大切にされていると感じたときは、心が安定し、それが次へのエネルギーになるものです。

子どもが発している救いを求める叫びに気づいて、周囲の絆を回復することこそが「孤立の病」といわれる自殺を予防することにつながります。毎年計画的に研修を行い、自殺のサインに気づき、TALKの原則に則った適切な対応ができる教職員等（ゲートキーパー）を養成し、全ての子ども達にとって安心できる環境をつくっていきます。

さらには、自殺予防の教育をとおして教職員等（ゲートキーパー）が、子ども同士のつながり（絆）を深めたり、命の危機への気づきや対応に取り組む意欲を高めたりできるようにして、全ての子ども達が生き生きとした学校生活を送られるようにしていきます。

TALKの原則

子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったとき、教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなったり、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちです。しかし、それでは、せっかく開き始めた心が閉ざされてしまいます。自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のようなTALKの原則が求められます。

- (1) **T e l l** : 言葉にして心配していることを伝える。
- (2) **A s k** : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。
- (3) **L i s t e n** : 絶望的な気持ちを傾聴する。
- (4) **K e e p s a f e** : 安全を確保する。